観光振興費			
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	（削る）	旅行環境整備事業費補助金	港湾に関する事業のうち、地方港湾に係る事業に限る。
（略）			

2　（略）

会計	項	目	摘要
一般会計	観光振興費	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	港湾に関する事業のうち、1の表に掲げるものを除く。
		（削る）	
	国際観光旅客税財源観光振興費	旅行環境整備事業費補助金	港湾に関する事業のうち、1の表に掲げるものを除く。
（略）			

観光振興費			
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	（新設）	（新設）	港湾に関する事業のうち、地方港湾に係る事業に限る。
（略）			

2　（略）

会計	項	目	摘要
一般会計	観光振興費	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	港湾に関する事業のうち、1の表に掲げるものを除く。
		訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金	（新設）
		訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金	（新設）
（略）			

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成三十年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百三十六号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

平成三十年四月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一